

セクション 1.スコープ

- 1997 年国家内国歳入法(改正)(税法)第 244 条および第 245 条の規定に従い、共和国法(RA)第 11976 号第 47 条(別名「納税容易化(EOPT)法」)に関連して、これらの規則は、登録手続きおよび請求要件税の規定に関する改正を実施するために公布されます。

セクション 2.用語の定義。-

- 1 **請求書** - 通常取引または事業の過程で顧客に発行された商品および/またはサービスの販売を証明する書面によるアカウントです。これには、売上請求書、商業・インボイス、現金請求書、請求/クレジット請求書、サービス請求書、またはその他の請求書が含まれます。これは「プリンシパル請求書」とも呼ばれ、次のように分類されます。
 - A **VAT 請求書** - これは、現金販売、オンアカウント(クレジット)、またはチャージ販売のいずれであっても、通常取引または事業の過程で顧客または購入者に発行された VAT の対象となる商品、不動産、サービス、および/または不動産のリースを証明する書面によるアカウントです。これは、売り手の仮払消費税の納税義務と買い手または購入者の仕入税請求の基礎となるものとします。
 - B **非 VAT 請求書** - これは、現金販売、オンアカウント(クレジット)、またはチャージ販売のいずれであっても、通常取引または事業の過程で顧客または購入者に発行された VAT の対象とならない商品、不動産、サービス、および/または不動産のリースの販売を証明する書面によるアカウントです。該当する場合は、売り手のパーセンテージ納税義務の基礎となるものとします。

請求書は、商品またはサービスの支払いに対して金銭が支払われ、受領されたという事実を書面で認める場合もあります。

- 2 **補足文書** - 売上請求書や商業インボイス以外の書面による文書で、会計帳簿の会計仕訳のソースとして機能します。

これには、公式の領収書、納品受領書、注文伝票、デビットおよび/またはクレジットメモ、発注書、確認書または現金領収書、回収領収書、船荷証券、請求明細書、口座明細書、およびその他の文書が含まれますが、これらに限定されません。通常業務の過程で、顧客またはその他の方法で発行されます。

VAT の目的上、補足書類は、商品および/またはサービスの購入者/購入者による仕入税の請求を裏付ける有効な証拠ではありません。

セクション 3.税法第 113 条に基づく付加価値税(VAT)登録者に対する請求および会計要件。 -

VAT 登録者および VAT 登録が必要な人は、以下を遵守する必要があります。

A 請求要件

- A.1 VAT 登録者は、取引額に関係なく、商品または財産の販売、物々交換、交換、リース、およびサービスの販売、物々交換、交換のたびに、正式に登録された VAT 請求書を発行するものとします。
- A.2 VAT インボイスは、現金販売または勘定(クレジット)のいずれであっても、通常取引または事業の過程で顧客に発行された商品および/または不動産の販売、および/またはサービスの販売および/または不動産のリースの証拠として発行されるものとし、これは売り手の仕入納税義務および買い手の仕入税請求の基礎となるものとします。

B VAT 請求書に含まれる情報 - VAT 請求書には、次の情報が記載されている必要があります。

- B.1 出品者が VAT 登録者である旨の記載と、その後に出品者の納税者番号(TIN)と支店コード (例:VAT Reg TIN 123-456-789-00000)が記載されたもの。
- B.2 購入者が販売者に支払う、または支払う義務を負う合計金額で、その金額に VAT が含まれていることを示します。但し、
 - B.2.1 VAT の金額は別の項目として表示されます。
 - B.2.2 販売が VAT を免除されている場合、「VAT 免除販売」という用語が記載または印刷されています。
 - B.2.3 「ゼロ税率セール」という用語は、販売がゼロパーセント(0%)の VAT の対象となる場合、記載または印刷されます。
 - B.2.4 販売に商品、財産、またはサービスが含まれる場合、その一部は VAT ゼロ税率または非課税の対象であり、一部は VAT 非課税または非課税である、請求書には課税対象、非課税、およびゼロ税率のコンポーネント間の販売価格の内訳を明確に示し、販売の各部分に対する VAT の計算を請求書に表示するものとします。ただし、売り手は、販売の課税対象、免税、およびゼロ評価のコンポーネントについて個別の請求書を発行することができます。
- B.3 取引日、数量、単価、商品または特性の説明、またはサービスの性質。
- B.4 1,000 ペソ(₱1,000)以上の販売の場合、VAT 登録者に対して販売または譲渡が行われる場合、購入者、顧客、またはクライアントの登録名または名前、住所、および TIN。そして
- B.5 本規則の第 6 条(B)に基づき要求されるその他の情報。

C 会計要件 - 税法第 106 条および第 108 条に基づく VAT の対象となるすべての人は、必要な通常の会計記録に加えて、毎日の販売と購入が記録される子会社の販売仕訳帳と子会社の購買仕訳帳を維持する必要があります。

D 誤った VAT 請求書を発行した場合の結果

D.1 VAT 登録をしておらず、納税者番号の後に「VAT」という単語が記載された VAT 請求書、または本規則第 3 条(B)(1)に基づく情報が記載された VAT 請求書が発行されたすべての人は、他の税率に加えて、(i)仕入税額控除の恩恵を受けることなく、税法第 106 条または第 108 条に基づいて課される VAT、および(ii)税法第 248 条(B)に基づく 50%の課徴金を支払う義務を負うものとします。

VAT は、本規則第 3 条(B)(1)に基づく必要な情報がすべて請求書に記載されている場合、誤った VAT 請求書の購入者、購入者、または受取人に対して、税法第 110 条に基づく仕入税額控除として認識されるものとします。

D.2 VAT 非課税取引の VAT 請求書を発行したが、本規則第 3 条(B)(2.4)に規定されているように、「VAT 免税販売」という用語を表示しなかったり、請求書に VAT 免税販売の内訳を明確に記載しなかったりした場合、税法第 109 条が適用されなかったかのように、第 106 条および第 108 条の VAT に対して責任を負うものとします。

D.3 本規則第 3 条(B)で要求される情報の不足 - VAT 登録者または出品者が、本規則の第 3 条(B)で要求される情報が不足している別の VAT 登録者または購入者に、正式に登録された VAT 請求書を発行した場合、出品者または発行者は、請求要件の不遵守について責任を負うものとします。ただし、VAT の金額は、不足している情報が次のいずれかに関連する場合を除き、購入者または購入者の側で、税法第 110 条に基づく仕入税額控除として使用することが引き続き許可されるものとします。

D.3.1 売上高

D.3.2 付加価値税(VAT)の金額

D.3.3 内国歳入局(BIR)の登録証明書に記載されている、購入者または購入者と発行者または販売者の両方の登録名と TIN。

D.3.4 商品またはサービスの性質の説明。そして

D.3.5 取引の日付。

セクション 4.税法第 235 条に基づく会計帳簿およびその他の会計記録の保存。 -

A 保存

A.1 電子コピーの場合

Type	5 years
1. Manual Books of Accounts and other accounting records	In hard copies
2. Manual Bound Loose Leaf Books of Accounts and other accounting records	In hard copies
3. Computerized Books of Accounts and other accounting records	In electronic copies

A.2 「その他の会計記録」という用語には、対応する請求書、領収書、伝票および申告書、および会計帳簿のエントリをサポートするその他の元文書が含まれます。

A.3 「最終仕訳」という用語は、特定の商取引またはその明細で、会計帳簿が閉じられたときに、その会計帳簿の最後または最後に入力または転記された項目を指します。

A.4 上記にかかわらず、納税者が税額控除/税還付の係争中または請求をしており、関係する帳簿および記録が事件にとって重要である場合、納税者は、事件が最終的に解決されるまで、会計帳簿およびその他の会計記録を保存する必要があります。規定の5年間の保存期間を超えても。

A.5 税法またはその他の関連法の下でより長い保存期間が要求されない限り、記録を監査し、納税者の財務諸表を認証した独立した公認会計士(CPA)は、納税者と同様に、監査ワーキングペーパーを含む監査および認定された財務諸表の電子コピーを提出期限から5年間維持および保存する責任があります。年次所得税申告書またはその実際の提出日のいずれか遅い方。

A.6 会計帳簿その他の会計記録は、内国歳入官吏による検査及び検査の対象とする。ただし、所得税については、次に掲げる場合を除くほか、課税年度に一回のみ、当該調査及び検査を行う。

A.6.1 コミッショナーが決定した詐欺、不規則性、または間違い。

A.6.2 納税者が再調査を要請した場合

A.6.3 源泉徴収税法および規制の遵守の確認。

A.6.4 キャピタルゲイン税の負債の検証。そして

A.6.5 租税法第5条(B)に基づくコミッショナーの権限の行使において、他人から情報を得るために、別のまたは別の検査および検査が行われる場合があります。会計帳簿およびその他の会計記録の検査および検査は、納税者の事務所または事業所、またはBIRの事務所で行うものとします。事業から引退するすべての企業、パートナーシップ、または個人

は、退職日から10日以内、または特別な場合にコミッショナーが許可する期間内に、子会社の帳簿およびその他の会計記録を含む会計帳簿をコミッショナーまたはその代理人に提出して審査を受けるものとします。その後、それらは返還されるものとします。解散を検討している企業およびパートナーシップは、コミッショナーに通知する必要があり、納税義務が解消されるまで解散してはならない。

- A.7 これに反する既存の一般法または特別法の規定にかかわらず、非課税団体または税制優遇措置の受給者の会計帳簿およびその他の関連記録は、免税または税制上の優遇措置が付与された条件および納税義務の遵守を確認する目的で、BIRによる審査の対象となるものとします。もしあれば。

B 検査・検査

- B.1 一般に、BIRが規定するすべての帳簿、登録簿、記録、伝票、その他の補足書類および文書、および納税者が保管するその他の記録は、無傷で、変更されず、損なわれることなく保存され、納税者の事業所に常に保管され、内国歳入官吏による検査の対象となり、要求に応じて保管されるものとします。同じものを直ちに作成し、検査に提出する必要があります。
- B.2
- B.3 会計帳簿その他の会計記録は、監査、税法第6条及び第71条に基づく外国税務当局による情報交換の要求、並びに税法第5条に基づく情報取得のための長官の権限の行使等のために、検査及び検査することができる。
- B.4
- B.5 会計帳簿およびその他の会計記録の検査および検査は、納税者の事務所または事業所、またはBIRの事務所で行うものとします。

セクション 5.税法第236条に基づく登録要件。 -

- A 登録の方法と時期 - 内国歳入税の対象となるすべての人は、次のように歳入区局(RDO)に電子的または手動で登録する必要があります。

- A.1 1.自営業者、不動産および信託、企業、およびそれらの支店(存在する場合)の事業開始時または開始前。
- A.2
- A.3 事業の開始は、最初の販売取引が発生した日、または地方自治体(LGU)による市長の許可証/専門税領収書(PTR)/職業税領収書(OTR)、または貿易産業省(DTI)が発行した商号登録証明書

(CBNR)の発行から 30 暦日が経過した時点から起算されるものとします。 または証券取引委員会(SEC)が発行した登録証明書(COR)のいずれか早い方。

A.4

A.5 当該 LGU による市長許可証/PTR、SEC/DTI が発行した COR/CBNR の発行、または BIR への登録前の最初の販売取引の日から 30 暦日以内に BIR に登録しなかった場合、この規定に違反したとみなされます。

A.6

A.7 法人(課税対象または非課税)/ワンタイムトランザクション(ONETT)の納税前。

A.8

A.9 ONETT 取引の当事者で、取引時にまだ納税者番号が発行されていない者は、納税時に納税者番号の発行を申請するものとします。関係者に発行された TIN は恒久的なものとし、その後の雇用、事業の設立など、BIR との将来の取引のために更新される可能性があります。

A.10

A.11 法人、パートナーシップ、協会、協同組合、政府機関および機関(GAI)の税法で義務付けられている、該当する納税申告書、明細書、または申告書の提出前または提出時。

A.12

A.13 従業員の雇用日から 10 日以内。

A.14

A.15 既存の TIN を持たない新規雇用の従業員は、BIR のオンライン登録システムを介して雇用主を通じて登録する必要があります。

A.16

A.17 1999 年の大統領令(EO)第 98 号に基づく申請。

A.18 政府機関との取引のために納税者番号を確保する必要がある個人は、BIR のオンライン登録システムを介してオンラインで、または居住地を管轄する BIR 歳入地区事務所から、当該政府機関との取引を完了する前にいつでも納税者番号を申請する必要があります。1999 年大統領令第 98 号に基づいて発行された TIN は、恒久的なものとし、BIR との将来の取引(その後の雇用、事業の設立など)のために更新される可能性があります。

いずれにせよ、内国歳入庁長官またはその正式に権限を与えられた代理人は、正当な理由により、登録申請を拒否または取り消すことができます。

B 事業所の住所または施設の場所を管轄する RDO。大口納税者サービスの管轄下にある納税者の場合、その支店および施設は、本店が登録されている関連する大口納税者(LT)事務所/部門に登録するものとします。

Type	Manner and Place of Registration
1. Self-employed individuals	Online or manual registration at the RDO having jurisdiction over the place of business address.
1.1 Single Proprietors	

1.2 Professionals in practice of profession	In case of professionals who do not have a physical place of business, registration shall either be online or manual means at the RDO having jurisdiction over the place of residence.
2. Corporations, Partnerships, Associations, Cooperatives, Government Agencies and Instrumentalities (GAIs), Non-individuals	Online or manual registration at the RDO having jurisdiction over the place of business address.
3. Nonresident Filipino Citizens, Nonresident Aliens, Nonresident Foreign Corporations Overseas Filipino Workers (OFW)/ Filipino Overseas Contract Workers (OCW) (not engaged in business)	Online registration or manual registration at RDO No. 39 - South Quezon City. Online or manual registration at the RDO having jurisdiction over the place of residence of the OFW/OCW.
4. Hired Employees 4.1 Local Employees 4.2 Resident Alien Employees 4.3 Nonresident Alien Employees (NRAE)	Online registration through employer or manual registration at the RDO having jurisdiction over the place of residence. In case of NRAE, registration shall be online or manual at RDO No. 39 - South Quezon City.
5. Executive Order (EO) No. 98	Online or manual registration at the RDO having jurisdiction over the place of residence of the applicant.
6. Non-registered Parties to a One-Time Transaction (ONETT) 6.1 Donation 6.2 Estate 6.3 Sale of real property 6.4 Sale of shares of stocks	Online or manual registration at the RDO having jurisdiction over the place of residence of the parties or where the corresponding tax return will be filed.
7. Estate 7.1 Engaged in business 7.2 Not engaged in business	RDO having jurisdiction of the place of the Head Office of the business of the decedent. Where the estate tax return will be filed.
8. Trust	RDO having jurisdiction over the registered address of the Trustee. Provided, however, that in case such Trustee is not registered, registration of the trust shall be made with the RDO having jurisdiction over the business address of the Trustee.
9. Branch and Facility	RDO having jurisdiction over the place of business

	address or location of the facility. In case of taxpayers under the jurisdiction of the Large Taxpayers Service, its branches and facilities shall be registered at the concerned Large Taxpayers (LT) Office/Division where the Head Office is registered.
--	---

システムのダウンタイム、技術的な問題、エラーが発生した場合は、関連する BIR オフィスで手動による登録申請が処理されるものとします。いずれにせよ、内国歳入庁長官は、税務管理の目的で、歳入発行または通達を通じて登録の方法を発行および変更することができます。

2024 年 1 月 22 日より、別個の事業所または事業所ごとに 500 ペソ (P500.00) の年間登録料を支払うという要件が廃止され、適用されなくなります。

居住地とは、納税者の法定居住地、主たる居住地、現在の居住地、または永住地を指す場合があります。

C 事業納税者の登録 – 事業または職業の実践に従事するすべての人、自営業者および雇用者と被雇用者の関係にない専門家、法人、デジタル商品およびサービスの提供に従事する者を含むオンライン販売者/商人は、別段の免除がない限り、次のことを行うものとします。

C.1 本書の第 5 条(A)に基づく所定の期限までに BIR 登録証明書(COR)を登録し、確保します。

C.2 請求要件に準拠します。

C.2.1 請求書を手動で発行する場合 - 印刷権限(ATP)を確保するか、BIR 印刷請求書を利用します。

C.2.2 コンピューター支援発行の場合 - ルーズリーフインボイスと ATP の使用許可を確保します。

C.2.3 コンピュータ化された会計システム(CAS)および/またはそのコンポーネントの場合 - 安全な承認証明書(AC)。

C.3

C.4 簿記要件に準拠します。

C.4.1 手動の場合-会計帳簿を登録します。

C.4.2 ルーズリーフと CAS の場合-所定の期間内に会計帳簿を登録します。

C.5

C.6 「請求書発行通知書」を確保します。そして

C.7

C.8 各 RDO が実施する納税者の最初の説明会に出席し、新規登録事業者に権利と義務を通知します。

当該 RDO には、事業登録日から 30 暦日後に、毎月の税務コンプライアンス検証ドライブ(TCVD)の実施に電子的または手動で登録し、申請書の申告を検証し、その存在を確認した新規登録事業納税者を含めるものとします。

すべてのオンライン販売者/加盟店は、税法第 236 条に従って、電子マーケットプレイスプラットフォームでの事業開始時または開始前に BIR に登録する必要があります。その結果、買い手/消費者の利益を取引上の不正行為から保護し、維持するという政府の推進力を促進するために、電子市場運営者は、それぞれの販売者/販売者に登録証明書(COR)または BIR フォーム第 2303 号の提出を要求し、電子市場運営者の最低販売者/販売者認定要件の一部として同じものを含めるものとします。

D 商号の登録 – オンラインストアまたは電子商取引プラットフォームで使用される「ストア名」を含む使用される各商号は、BIR に登録され、BIR 登録証明書に反映されるものとしますが、各商号または「店舗名」は、有効な DTI 商号登録証明書または SEC 証明書によって証明されるように、証券取引委員会(SEC)または貿易産業省(DTI)にも登録されています登録または定款またはパートナーシップの。

E BIR 事業登録日 – BIR 事業登録は、納税者が BIR 登録証明書に反映されている事業および/または事業名を登録した日から起算されるものとします。

F 本社、支店、施設への登録証明書の発行 – 本書の第 5 条(C)の規定に従い、各本社、支店、施設は、BIR 市民憲章に規定された期間/期間内に、完全な書類要件を提出した上で、登録証明書または電子登録証明書を発行するものとします。

G 従業員、ONET 納税者、EO No. 98 に基づいて TIN を確保した個人、および/または非事業納税者、非事業不動産および信託には、登録証明書が発行されないものとします。

H

I 30 ペソ(P30.00)の印紙税(緩い DST)は、BIR 登録証明書または電子登録証明書の発行時に支払われるものとします。

J 登録証明書の掲示 – 第 5 条(C)および(D)の規定の対象となるすべての人は、事業が行われている場所および各支店および/または施設に、公衆が明確かつ容易に見える方法で、元の COR/電子登録証明書(eCOR)を掲示または提示するものとします。行商人または固定された事業所を持たないその他

の者の場合、COR/eCOR は、その所有者の所有物、または居住地または本社の住所(該当する場合)に保管され、内国歳入庁職員の要求に応じて作成されるものとします。

- K** オンラインウェブサイト、電子商取引、電子マーケットプレイスの販売者/販売者ページ、その他のプラットフォームへの登録証明書の掲載 – ウェブサイト、ソーシャルメディア、またはデジタルまたは電子的手段を通じて事業を運営するすべてのオンラインビジネス、販売者、販売者、およびサービスプロバイダーは、ウェブサイト、販売者/販売者のアカウント、または電子商取引プラットフォームまたはモバイルアプリケーションのプロファイルページに、BIR 登録証明書の電子コピーを目立つように表示するものとします。表示される登録証明書は、売り手のマーチャントページまたはオンライン/e コマースショップを訪問する購入者または顧客が簡単にアクセスでき、表示されるものとします。
- L** 各種類の内国歳入税の登録 – 本書の第 5 条(A)に基づいて BIR に登録する必要があるすべての人は、その人が義務付けられている各種類の内国歳入税を登録するものとします。申告書を提出し、それに対する税金を電子的または手動で支払う。そして、その変更の登録を更新します。
- M** 登録の抹消 – 登録は、登録情報の更新申請を所定の形式で電子的または手動で、その人物が登録されている RDO に提出しただけで取り消されるものとします。ただし、これは、内国歳入庁長官またはその権限を与えられた代理人が納税義務を決定するために監査を実施することを妨げるものではありません。
- N** 登録の移転 – 登録者が事業所または本店または支店を移転することを決定した場合、登録情報の更新申請書を所定の形式で電子的または手動で提出するだけで、登録ステータスを更新する義務があります。ただし、譲渡登録者が監査調査の対象であるときは、監査調査を開始した RDO は、同じことを継続するものとします。
- N.1** 非事業納税者の登録の移転 – 事業に従事していない納税者は、納税者の居住地を管轄する新しい RDO に、手動または BIR オンライン登録システムを介して、登録の移転申請書を提出することができます。非事業納税者として登録され、その後事業登録を申請する個人の場合、
- N.2** 事業者登録の申請は、事業者の住所を管轄する新しい RDO に直接提出する必要があります。
- N.3**
- N.4** 事業納税者の登録の移転 – 事業に従事する納税者は、納税者が登録されている現在の RDO で、手動または BIR オンライン登録システムを介して、登録の移転申請書を提出することができます。すべての未解決事件/ストップファイラー事件は、監査調査の対象となるものを除

き、新しい RDO で解決されるものとし、その場合、未解決事件/ストップファイラー事件を含む監査結果は、同じ事件を開始した RDO で解決されるものとします。したがって、監査調査の対象とならない未解決事件/ストップファイラー事件の納税者は、未解決事件/ストップファイラー事件とともに、所定の期間内に新しい RDO に移管されるものとします。

当該納税者は、新しい RDO から新しい BIR 登録証明書を確認しなければならない。新しい RDO は、新しい BIR 登録証明書の発行から 30 日後に、毎月の TCVD に新しく移転されたすべての事業納税者を含めるものとします。

- O 違法な事業の追求 – BIR に正式に登録されていない事業を遂行または従事する者は、各作為または不作為の有罪判決により、税法第 258 条に規定されている罰則に従って罰せられるものとします。**

セクション 6.税法第 237 条に基づく請求書の発行。 –

A 発行–

- A.1 内国歳入税の対象となるすべての人は、商品の販売および譲渡のたびに、または 500 ペソ (P500.00)以上の価値があるサービスについて、名前、納税者番号(TIN)、取引日、数量、単価、商品の説明、またはサービスの性質を示す正式に登録された請求書を発行するものとします。
- A.2
- A.3 P500.00 の金額は、フィリピン統計局(PSA)が発行する消費者物価指数を使用して、3 年ごとに現在の値に調整されるものとします。
- A.4
- A.5 売主は、買主が要求した場合には、取引額にかかわらず請求書を発行するものとします。ただし、取引ごとの売上金額がしきい値を下回っているが、その日の終わりに売上総額が 500 ペソ(P500.00)以上の場合、売り手は、その日の終わりにそのような売上の売上総額の請求書を 1 つ発行します。ただし、最後に、VAT 登録者は、商品の販売および譲渡の金額に関係なく、正式に登録された請求書を発行するものとします。提供されるサービス。
- A.6
- A.7 「請求書」という言葉は、購入者または顧客に発行される請求書の表面に印刷されるものとします。「現金販売」または「請求販売」という用語は、販売者の選択により、取引の種類を反映するチェックボックスとして請求書に表示できます。ただし、納税者が現金販売または手数料販売用に個別の請求書セットを持つことを選択した場合は、そのような請求書が発行される取引を示す「請求書」という単語が印刷される場合があります。例:現金請求書、請求

請求書/クレジット請求書、請求

A.8 請求書、サービス請求書などただし、「請求書」という単語が目立つように印刷されているか、取引を説明する単語よりも大きく印刷されていることが条件となります。

A.9

A.10 納税簡易法では、公的領収書の発行が不要になったことを考慮し、商品とサービスの販売の両方の主要な証拠として請求書を確立するために運用されています。ただし、納税者は、納付証明書の補足書類として、正式な領収書、徴収領収書、または納付領収書を発行することができます。事業の円滑化を促進するため、残りの未使用の公的な領収書は、本規則の第8条(2)に従って、納税者の選択により引き続き使用できます。

B 請求書に含まれる情報 – 請求書には、次の情報が含まれるものとします。

B.1 納税者(売り手) BIR 登録証明書に記載されている登録名。

B.2

B.3 納税者の選択により、納税者は、BIR 登録名に加えて、納税者(売り手)の SEC 定款/パートナーシップ/定款証明書に DTI 登録商号または商号を追加することを選択できます。

B.4

B.5 出品者が VAT または非 VAT 登録者である旨の声明の後に、出品者の納税者番号(TIN)と支店コード(例:VAT Reg TIN 123-456-789-00000、Non-VAT Reg TIN 987-654-321-00000)。

B.6

B.7 請求書を使用する登録された会社の住所。

B.8

B.9 請求書という用語が印刷または含まれている(例:売上請求書、コマーシャルインボイス、現金請求書、料金請求書、クレジット請求書、サービス請求書、または同様の説明の後に「請求書」という単語が続く)。

B.10

B.11 取引日;

B.12

B.13 購入者の登録名、登録会社住所、TIN に提供されるスペース。商品またはサービスの販売が、企業と、その製品またはサービスのエンドユーザーである消費者 [企業対消費者 (B2C)] との間で直接行われる場合、購入者の会社の住所と TIN を含める必要はありません。

B.14

B.15 シリアル番号が目立つように印刷されています。

B.16

B.17 量;

B.18

B.19 単価;

B.20

B.21 商品または財産の説明、またはサービスの性質。

B.22

- B.23 売上の合計金額。VAT 登録されている場合、VAT は合計金額に含まれます。
- B.24
- B.25 付加価値税の金額は別の項目として表示されるものとします。
- B.26 VAT 納税者が混合取引に従事している場合、関係する売上は、VAT 対象売上、VAT 金額、ゼロレート売上、および VAT 免除売上に分類されます。
- B.27
- B.28 VAT 納税者が VAT 対象販売、免税およびゼロ税率の販売について個別の請求書を発行することを選択した場合、販売が VAT が免除されている場合は、「VAT 免除販売」という用語が記載または印刷されます。または「ゼロ税率セール」という用語は、販売がゼロパーセント (0%) の VAT の対象となる場合に記載または印刷されます。
- B.29
- B.30 納税者の会計記録の一部を構成する、または顧客に発行される正式な領収書、納品領収書、注文書、発注書、確認書、回収または現金領収書、クレジット/デビットメモ、ジョブオーダー、および/または顧客に発行されるその他の同様の文書などの補足文書については、上記の該当する情報に加えて、「この文書は仕入税の請求には無効です」という文言が必要です。太字で、そのような補足文書の表面に目立つように印刷されていること。
- B.31
- B.32 VAT またはパーセンテージ税の対象とならない取引を行う納税者は、そのような請求書の表面に「EXEMPT」という単語を記載した非 VAT 請求書を発行する必要があります。
- B.33
- B.34 納税者が VAT 登録されておらず、税法第 V 編に基づくパーセント税の対象であるが、同セクションの(E)を除くセクション 109(A)から(CC)に基づいて商品/サービスを販売する場合、非 VAT 請求書には、税率(SSPT)の対象となる売上と非課税売上の内訳を示すものとします。
- B.35
- B.36 (1)RA 第 7432 号(改正)および RA 第 7277 号(改正)に従って、(1)高齢者(SC / s)および/または障害者(PWD)と取引する納税者の場合。(2) RA No. 10699 に基づくナショナルアスリートおよびコーチ(NAAC)。(3)RA 番号 8972(改正)に基づくソロペアレント。(4)RA No. 9049 に基づく勇気勲章(MOV)受賞者またはその扶養家族は、上記の情報に加えて、次のスペースを提供する必要があります。
- B.37
- B.37.1SC ID 番号または、名前、写真、生年月日、国籍/障害者 ID 番号/フィリピンナショナルスポーツチーム(PNSTM)ID 番号/ソロ親 ID 番号/MOV ID または MOV 扶養 ID 番号を示すその他の政府発行の ID。
- B.37.25%または 20%の割引と 12%の VAT 免税のいずれか該当する方の詳細な内訳を示す割引額。
- B.37.3
- B.37.4高齢者/PWD / NAAC / ソロペアレント / MOV 受賞者または彼/彼女の適格な扶養家族の署名: ただし、高齢者/障害者がオンラインまたはモバイルアプリケーションを介して行っ

た適格な購入の場合、請求書の物理的な署名は必要ありません。

B.38

B.39 手動請求書の下部には、次の情報が印刷されます。

B.39.1

B.39.2ATP 番号/アウトバウンド連絡文書番号 (OCN)、発行日。

B.39.3BIR 許可番号(ルーズリーフの請求書の場合)。

B.39.4請求書の包括的なシリアル番号が承認されています。

B.40

B.41 以下の情報は、キャッシュレジスターマシン(CRM)/POS/その他の類似のマシンまたはソフトウェアから生成された請求書の上部または下部に印刷されるものとします。

B.42

B.43 上部:

B.43.1機械識別番号(MIN)

B.43.2CRM/POS マシンのシリアル番号(ブランドのマシンの場合)、および/またはハードディスクドライブのシリアル番号および/またはソフトウェアライセンス番号(クローンマシンの場合)。

B.43.3請求書を再印刷する場合は、「REPRINT」という単語を目立つように表示する必要があります。

B.44

B.45 底部:

B.45.1BIR 最終使用許可 (PTU) 番号。

B.46

B.47 以下の情報は、コンピュータ化された会計システム(CAS)、会計記録および/またはそのコンポーネントを含むコンピュータ化された会計帳簿(CBA)およびその他の同様のシステムから生成されたシステムの請求書の上部または下部に印刷されるものとします。

B.47.1請求書を再印刷する場合は、「REPRINT」という単語を目立つように表示する必要があります。

B.47.2

底部:

B.47.3BIR 使用許可 (PTU) 番号または確認証明書制御番号 (ACCN)。

B.47.4使用するシリーズ範囲。そして

B.47.5発行日 (mm/dd/yyyy)。

- C 航空券およびその他の類似の請求書 – 交通機関のチケット、イベントチケット、アミューズメントチケット、映画のチケット、駐車券、抽選券、ゲーム/ギャンブルのチケット、電子チケット、およびその他の類似のチケットなどのチケットは、発券機で発行されたものを含め、形式や名前に関係なく、請求書と支払い証明書の両方として機能するものとします。それ以外の場合は、同じものを補足文書と見なし、別の請求書を発行するものとします。

セクション 7.税法第 238 条に基づく請求書の印刷。 –

- 1 個人または政府を問わず、ビジネスに従事し、手動の請求書を使用するすべての人は、認定された請求書印刷業者が印刷する前に、BIR から印刷機関(ATP)のプリンシパルドキュメントと補足ドキュメントを無料で確保/申請する必要があります。
- 2
- 3 専有機能に従事する中央政府機関(NGA)、政府所有および管理企業(GOCC)、および地方自治体(LGU)は、主文書および補足文書の印刷において ATP を申請する必要があります。
- 4
- 5 請求書を印刷する権限は、印刷される請求書に通し番号が付けられ、特に、請求書を使用する個人または団体の名前、TIN、事業所の住所、およびこれらの規則に定めるその他の情報が記載されていない場合は、付与されないものとします。
- 6
- 7 請求書を印刷するすべての人または認定印刷業者は、印刷サービスを利用した納税者のログブック/登録簿を維持するものとします。ログブック/レジスタには、次の情報が含まれている必要があります。
 - 7.1 請求書が印刷された個人または団体の名前、TIN。そして
 - 7.2 小冊子の数、小冊子ごとのセット数、セットごとの部数、および各小冊子の請求書のシリアル番号。

セクション 8.暫定的な規定。 –

- 1 登録料を反映した登録証明書(COR) – 事業納税者は、登録料を含む既存の BIR 登録証明書を交換する必要はありません。COR は、登録料が記載されている間もその有効性を保持し、納税者は年間登録料を支払う必要がなくなります。COR の更新は、登録料を除く登録情報に変更があり、COR に反映されている場合にのみ必要です。
- 2 未使用の公式領収書 –
 - 2.1 納税者は、残りの公的領収書を補足文書として引き続き使用すること。 – 未使用または未発行の公的な領収書は、本規則の発効日に「この書類は仕入税の請求には無効です。」という文言が文書の表面に押印されている場合に限り、完全に消費されるまで補足文書として使用す

ることができます。公式領収書は、集金領収書、確認領収書、支払領収書などの他の同等の書類とともにすべて同じであり、現金を受け取ったこと、または商品やサービスの支払いが回収/行われたことの支払いの証明として機能します。

- 2.2 納税者は、残りの公式領収書を請求書に変換して使用します。 – 事業の円滑化のため、納税者は、手書きおよびルーズリーフで印刷された領収書の表面に「Invoice」、「Cash Invoice」、「Charge Invoice」、「Credit Invoice」、「Billing Invoice」、「Service Invoice」、または取引を説明する名前の「Official Receipt」という単語を取り消し線を引くことができます。2024年12月31日まで、買い手/購入者に一次請求書として発行されます。これらの書類は、発行される請求書に「請求書」のスタンプが押され、本規則の第6条(B)で要求される情報が含まれている場合に限り、2024年1月22日から12月31日までに発行された期間の買い手/購入者による仕入税の請求に有効であるものとします。本書の第2条に定義される変換された請求書は、販売取引の証明と支払いの証明を同時に兼ねることができます。2024年12月31日以降に発行された「請求書」のスタンプが押されているか、スタンプが押されていないかにかかわらず、本書の第8条(2.1)に規定されている補足書類と見なされ、仕入税の請求の対象外となります。

納税者による請求書としての公的領収書の押印は、歳入地区事務所/LT事務所/LT部門からの承認を必要としませんが、本書のセクション8(2.3)に準拠する必要があります。納税者は、変換された公的領収書を完全に使用または消費する前、または2024年12月31日のいずれか早い方までに、新たに印刷された請求書を印刷権限(ATP)で取得する必要があります。

- 2.3 本規則の発効時に請求書として使用される未使用の公式領収書の報告要件 – 請求書として変換されるすべての未使用の手動およびルーズリーフの公式領収書は、これらの規則の発効後30日以内に、小冊子の数と対応するシリアル番号を示す未使用の公式領収書の目録を提出することによって報告されるものとします。本社または支店が登録されているRDO/LTオフィス/LT部門に、複製された原本で送信します。受信支店RDOは、原本を本社RDOに送付し、複製を保管するものとします。

- 3 キャッシュレジスターマシン(CRM)およびPOS(Point-of-Sales)マシンおよび電子レシートまたは電子請求ソフトウェア-CRM/POS/Eレシート/Eインボイスを使用している納税者は、「公式レシート(OR)」という単語を「請求書」、「現金請求書」、「請求請求書」、「クレジット請求書」、「請求請求書」、「サービス請求書」、または取引を説明する名前に変更することができます。再構成は軽微なシステム拡張と見なされるため、ソフトウェアサプライヤー側の販売ソフトウェア/システムの再認定や納税者ユーザー側の使用許可の再発行を必要としません。さらに、名前が変更された請求書のシリアル番号は、以前に承認された公式領収書の最後のシリーズを継続することから開始し、変換された請求書の開始シリアル番号を示す通知を、マシンが登録されているRDO/LTオフィス/LT部門に複製された元のコピーで提出するものとします。受信ブランチRDOは、複製を本社RDOに送

信するものとします。

4

正式に登録されたコンピュータ化された会計システム(CAS)または会計記録付きのコンピュータ化された会計帳簿(CBA)を使用している納税者は、EOT法の規定に準拠するためにシステムを再検討する必要があります。制度の再構築は、財政面に直接的な影響を与えるため、納税者は、既存の新規出願の方針と手続きに従って、システム登録を更新する必要があるため、大幅な強化と見なされます。以前に発行された確認証明書(AC)または使用許可証は、納税者が登録されているBIRに引き渡され、新しいACが本店/支店に発行されます。ACの必要な付属書には、当該システム/ソフトウェアを使用しているすべての支店(該当する場合)と、該当する場合は各支店が使用する一連の説明責任フォーム(請求書)のセットを示すものとします。

機械やシステムの再構成に十分な時間を確保するため、2024年6月30日までに調整を行う。システムの強化による延長は、これらの規則の発効から6か月を超えない範囲で、関係する地域局長または大口納税者サービスのアシスタントコミッショナーからの承認を求めるものとします。

CRM/POS、電子レシート、または電子請求書作成ソフトウェアによって発行された文書に、これらの規則の効力を開始する「公式領収書」という単語が含まれている場合は、購入者/購入者による仕入税の請求に有効とは見なされないものとします。

2024年6月30日以降の商品またはサービスの販売に関する「公式領収書」の発行は、商品またはサービスの販売の証拠とは見なされず、本契約の第6条(A)に基づいて要求される請求書の発行の不履行または不発行に相当し、1,000ペソ(1,000.00ペソ)以上50,000.00ペソ(50,000.00ペソ)以下の罰金が科せられ、2個以上の懲役が科せられます税法第264条(a)に基づき、4年以内。

セクション 9. 分離可能性条項。 -

本規約のいずれかの条項がその後無効または違憲と宣言された場合でも、本規約の残りの条項の有効性は引き続き完全に効力を有するものとします。

セクション 10. 廃止条項。 -

本規則の規定に反し、矛盾する他のすべての発行および規則および規制またはその一部は、それに応じて廃止、修正、または変更されます。

セクション 11. エフェクティビティ。 -

本規則は、官報またはBIR公式ウェブサイトに掲載されてから15日後のいずれか早い方で発効するも

のとします。